（都市計画法の一部改正）

第九条　都市計画法の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第七号の表宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第三条第一項の宅地造成工事規制区域の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第三条第一項の宅地造成工事規制区域」を「第十条第一項の宅地造成等工事規制区域」に、「第九条」を「第十三条」に改め、同項の次に次のように加える。

宅地造成及び特定盛土等規制法第二十六条第一項の特定盛土等規制区域	開発行為（宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の政令で定める規模（同法第三十二条の条例が定められているときは、当該条例で定める規模）のものに限る。）に関する工事
	宅地造成及び特定盛土等規制法第三十一条の規定に適合するものであること。

第三十三条第一項第十二号及び第十三号中「又は」を「（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。）又は」に改め、「開発行為（」の下に「当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに」を加える。

（食料・農業・農村基本法の一部改正）

第十条　食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「昭和三十六年法律第百八十三号）」の下に「、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）」を加える。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第十一条　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第十一項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

第八十七条の二第一項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第五章まで」を「第四章まで、第七章及び第八章」に改め、同条第四項中「宅地造成等規制法第七条、第九条及び第十一条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第四条、第八条、第九条、第十三条、第十五条第一項、第十八条第四項及び第十九条第二項」に、「同条」を「同法第十五条第一項」に、「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十二条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「建設業法」の下に「、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）」を加える。

農林水産大臣　金子原二郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣　岸　信夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年五月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第五十六号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律

（農業経営基盤強化促進法の一部改正）

第一条　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　農地中間管理機構の事業の特例等（第七条―第十一条の十）」を「第二節　農地中間管理機構の事業の特例等（第七条―第十一条の十一・第十一条の十二）」に、「第十一条の十二」を「第十五条」に改め、「第十五条・」を削り、「第二節　利用権の設定等の促進　第一款　農用地利用集積計画（第十四条の十二）　第二款　共有者不明農用地等に係る利用権設定等促進事業の推進　第三款　農用地利用集積等促進計画（第十八条―第二十一条）　第四款　農用地利用集積等促進計画の同意手続の特例（第二十一条の二―第二十一条の五）」を「第二節　利用権の設定等の促進　第一款　農用地利用集積計画（第十四条の十二）　第二款　共有者不明農用地等に係る利用権設定等促進事業の推進　第三款　農用地利用集積等促進計画（第十八条―第二十二条）　第四款　農用地利用集積等促進計画の同意手続の特例（第二十一条の二―第二十一条の五）」を「第二節　利用権の設定等の促進（第十四条の十二）　第三節　農地中間管理機構の事業の特例等（第七条―第十一条の十）」に改める。

第四条第一項中「とは」の下に「、第二十二条の八を除き」を加え、同項第一号中「含む。以下」の下に「この項において」を加え、同条第三項第一号中「農用地について」を「第十九条第一項に規定する地域計画の達成に資するよう、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）及び第七条各号に掲げる事業の実施による農用地についての」に、「移転又は」を「移転」に改め、「の移転」の下に「又は農作業の委託」を加え、「土地について」を「土地についての」に改め、「。以下「利用権設定等促進事業」という」を削り、同項第三号中「、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業」を削る。

第五条第二項中第五号を第六号とし、同項第四号中「目標」の下に「その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

第五条第三項中「（平成二十五年法律第百一号）」を削り、同条第六項中「この項において」を削る。

第六条第二項第五号イを次のように改める。

イ　第十八条第一項の協議の場の設置の方法、第十九条第一項に規定する地域計画の区域の基準その他第四条第三項第一号に掲げる事業に関する事項

第六条第二項第五号中ニを削り、ホをニとし、同号を同項第六号とし、同項第四号中「利用関係の改善」を「効率的かつ総合的な利用」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　前二号に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

第六条第六項中「第十三条の二第四項」を「第十三条の二第七項」に改める。

第七条中「（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）」を削り、同条第三号中「農地所有適格法人（」及び「をいう。以下同じ。）」を削る。

第十条第一項第二号及び第三号中「次条」を「次条第一項」に改める。

第十一条中「及び第二項」を削り、「第三十条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の農用地利用集積等促進計画には、第七条各号に掲げる事業に関する事項を含めることができる。この場合における農地中間管理機構についての同法第十八条第二項並びに第五項第一号及び第二号の規定の適用については、同条第二項第一号中「農地中間管理権の設定等又は」とあるのは「農地中間管理権の設定等若しくは所有権の移転又は」と、同号ハ中「農地中間管理権の設定等」とあるのは「農